



静岡市では、中山間地域に所在する空き家を有効活用することにより、地域コミュニティの維持及び地域の活性化促進を図り、移住者に対し住宅供給を支援するため、中山間地域空き家バンク登録住宅を改修する方に対して補助金を交付しています。

■対象者や上限額は...

【対象者】

売買の場合	購入者
賃貸借の場合	貸主又は借主

【上限額】

申請年度の4月1日時点で15歳未満の者がいる世帯	補助対象経費の2/3 上限額200万円
夫婦等のうちいずれかの者が申請年度の4月1日時点で40歳未満である	補助対象経費の2/3 上限額200万円
静岡市外から移住した世帯	補助対象経費の2/3 上限額200万円
井川、梅ヶ島、大河内、玉川、大川、清沢及び両河内地区に該当物件がある	補助対象経費の9/10 上限額200万円
上記以外	補助対象経費の2/3 上限額100万円

■対象事業は...

- ・ 売買又は賃貸借の契約を締結していること
- ・ 借主が申請する場合、居住部分を改修することについて貸主(所有者)が同意していること
- ・ 10年以上の期間にわたり移住者が居住することが見込まれること など

※補助対象者が自ら改修する場合は補助対象外になります。

■対象経費は...

- ・ 水道、ガス又は電気の改修費
- ・ 台所、トイレ又は風呂の改修費
- ・ 内装、外装、屋根又は開口部の改修費
- ・ 一部改築、増築及び減築等の工事又は修繕に要する経費

- ※ 建築基準法などの制限により、補助対象外となる場合があります。
- ※ 予算に限りがあります。
- ※ 年度内事業であり、申請した年度の3月中旬までに改修工事を完了する必要があります。



申請前にご相談ください！

申請の流れ、必要書類は裏面をご確認ください！



静岡市 中山間地域
空き家改修補助金

検索

最新の情報はホームページをご確認ください。
<https://www.city.shizuoka.lg.jp/okushizuoka/s013267.html>

■問合せ

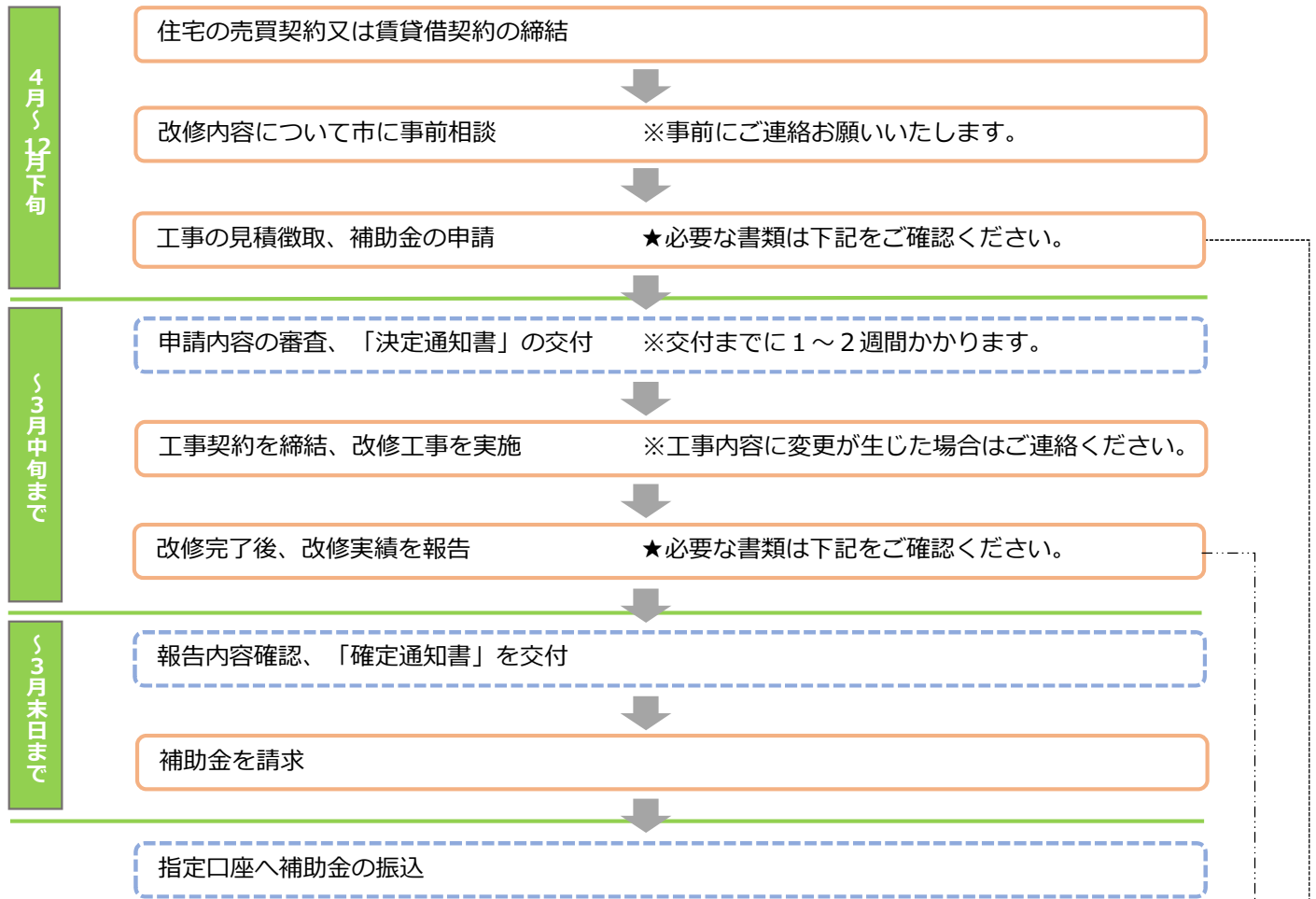
静岡市役所 住宅政策課
〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号
電話：054-221-1590
メールアドレス：juutaku@city.shizuoka.lg.jp



■申請の流れ

市が実施

申請者が実施



■補助金の申請に必要な書類は...

- ❑ 中山間地域移住者用住宅改修事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ❑ 事業計画書（様式第2号）
- ❑ 位置図
- ❑ 配置図
- ❑ 平面図
- ❑ 見積書の写し
- ❑ 改修前の写真
- ❑ 空き家の売買契約書又は賃貸借契約書等の写し
- ❑ 登記事項証明書又は所有者及び建築年月日が確認できる書類
- ❑ 誓約書（様式第3号）
- ❑ 固定資産税及び市民税の納税証明書
- ❑ 世帯全員の記載された住民票
- ❑ 暴力団排除に関する誓約書兼同意書

■改修実績の報告に必要な書類は...

- ❑ 中山間地域移住者用住宅改修事業実績報告書（様式第7号）
- ❑ 事業実績書（様式第2号）
- ❑ 工事請負契約書の写し
- ❑ 領収書の写し
- ❑ 改修後の写真
- ❑ 検査済証の写し（建築確認が必要となる工事に限る。）

申請書類の様式は市HPにあります。
住宅政策課窓口でも配布しております。

申請前にご相談ください！



■問合せ

静岡市役所 住宅政策課
〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号
電話：054-221-1590
メールアドレス：juutaku@city.shizuoka.lg.jp



静岡市 中山間地域
空き家改修補助金

検索

最新の情報はホームページをご確認ください。
<https://www.city.shizuoka.lg.jp/okushizuoka/s013267.html>